

No.	質 問	回 答
1	<p>【訪問型・通所型サービス共通】 新規事業所の場合、看板、チラシ等に記載する時の名称に決まりはあるのか。</p>	<p>特に規定はないが、わかりやすい名称が良いと考える。</p>
2	<p>【訪問型・通所型サービス共通】 総合事業により、利用回数による算定となるがプランでは週2回利用となっている方が、利用者の都合で週1回になってしまった場合の算定はどのようになるのか。(予定か実績か)</p>	<p>ケアプランにより、サービスを提供することになるため、この場合は、週2回の月額が適用になる。</p>
3	<p>【通所型サービス】 2単位でサービス提供の場合、定員35名の場合、その単位ごとの定員最大35名ととらえて良いのか。当日の実人数が定員となるのか。</p>	<p>定員は、事業所において、同時に当該サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限であり、当日の実人数ではない。2単位実施の場合には、各単位ごとの定員に応じて必要な基準を満たす必要がある。</p>
4	<p>【訪問型・通所型サービス共通】 平成28年3月から移行となるが、更新前の方も一斉に介護予防の規程やプランの見直し、重説の差し替えなどの対応を整えば、総合事業と同様のサービスを前倒しで実施しても良いのか。</p>	<p>総合事業移行にあたり、円滑な移行となるよう、利用者が一斉に総合事業へ切り替わるのではなく、要介護認定の有効期間が満了となる人から順次総合事業に切り替えていくことを原則としている。</p>
5	<p>【通所型サービス】 介護と一体的に行うため、以前と同様の7時間以上のサービスを希望される場合、延長料金として、例えば1日2,000円いただくことは可能か。又、その金額は各事業所で決めても良いのか。</p>	<p>通所型サービスを提供している時間帯(質問の場合のような介護給付と一体的に実施する場合は介護給付と同様のサービス提供時間)以外の時間帯におけるサービス提供については、総合事業のサービス(第一号事業支給費の対象となるサービス)ではなく事業者独自のサービスであると考え。また、旧介護予防通所介護においても延長加算は設けられておらず、総合事業の通所型サービスにおいても同様に延長加算は設けていない。</p> <p>事業者独自のサービスについては、総合事業における通所型サービスの基準等には拠らないこととなるため、当該サービスが事業者独自のサービスであることやその料金等を事前に利用者に対し十分に説明し理解を得ること、また当該独自サービスについて適当数の従業者を置く等適切なサービス提供となるよう努めることが必要である。</p>

6	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b>  平成28年3月以降、事業所が総合事業の指定（現行相当、訪問型・通所型サービスA、）を受けていない場合、当該事業所を利用していた介護予防給付対象者は継続して利用することは可能か。</p>	<p>当該事業所が総合事業の事業者の指定（現行相当、訪問型・通所型サービスA）を受けていない場合には、平成28年3月以降、利用者は総合事業として当該事業所を利用することはできない。ただし、各利用者の総合事業への切り替えは、要介護認定有効期間満了に伴い順次切り替えていくこととしているため、総合事業の事業者の指定（現行相当、訪問型・通所型サービスA）を受けていない事業所においても、平成28年3月以降、要介護認定の有効期間中の利用者が介護予防給付として当該事業所を利用することは可能である。なお、この場合においても、当該利用者が要介護認定有効期間満了となり総合事業へ切り替えとなった際には、当該事業所を利用することはできない。</p>
7	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b>  平成30年4月以降、新たに総合事業の該当者（要支援1・2、チェックリスト該当者）となった者が現行相当サービスを利用するケースはあり得るのか。</p>	<p>現行相当サービスは、総合事業でのサービスのため、平成30年4月以降も継続する予定であり、利用できる。ただし、みなし指定を受けた事業者は、指定の有効期間が平成30年3月31日までであるため、平成30年4月1日以降も現行相当サービスを提供する場合は、事業者の指定更新の手続きが必要となる。</p>
8	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b>  パワーポイント資料内「5. サービス事業所について」のタイトル「事業者指定と指定権者について」の表中に総合事業【①新規の現行サービス～】とあるがどういう意味か。みなし指定申請時に現行相当サービスを選択しなかった事業者が、その後新たに現行相当サービスを実施するという意味か。またこの例を含め新規の事業者が現行相当サービスの申請をする場合は、平成30年3月末の時点までの限られた期間での指定（有効）となると理解してよいのか。</p>	<p>みなし指定の適用を受けない事業者（介護予防訪問介護若しくは介護予防通所介護の指定を受けていない事業者又は平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護若しくは介護予防通所介護の指定を受けた事業者）が行う現行相当サービスのことである。  新規の現行相当サービス事業者の指定有効期間は、6年間とする予定である。</p>
9	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b>  訪問型・通所型サービスA、Cとも年間営業日数は定めているのか。また、祝日等を事業所が休みと設定した場合、事業所の休みと利用日が重複したときは現行の介護予防サービスと同様にプラン上でのサービス調整は可能と理解してよいのか。</p>	<p>年間営業日数は訪問型・通所型サービスA、Cとも定めていない。事業所の休みと利用日が重複した場合の調整は、お見込みのとおり、現行の介護予防サービスと同様、可能である。</p>
10	<p><b>【通所型サービス】</b>  既存の介護保険サービスである通所介護会計サービス区分に通</p>	<p>平成27年9月25日付け雇児総発0925第1号、社援基発0925第1号、障障発0925第2号、老総発0925第1号「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い</p>

	<p>所型サービスCを一体とした会計の運用としてよいのか。それともそれぞれ独立した会計サービス区分とすべきか。</p>	<p>等について」の一部改正について」において、サービス区分の原則的な方法として、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分」等が例示されている。ただし、簡便的な方法として、「指定通所介護、指定介護予防通所介護と第1号通所事業」等、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービス等の収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えないとされている。</p> <p>現行相当サービス、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）、通所型サービスB（住民主体による支援）及び通所型サービスC（短期集中予防サービス）は第一号通所事業であるため、質問の場合は、同一の区分で差し支えない。</p>
1 1	<p><b>【通所型サービス】</b></p> <p>既存の公益事業（介護保険外）の会計サービス区分に通所型サービスAを一体とした会計の運用としてもよいか。それともそれぞれ独立した会計サービス区分とすべきか。</p>	<p>上記No.10の理由により、公益事業と通所型サービスAは同一の区分にはできない。</p>
1 2	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b></p> <p>ショートステイも使う場合、今まで通りの日割りとなるのか。月額で良いのか。</p>	<p>介護予防短期入所生活介護を利用した場合には、日割りで算定する。</p>